

[メニューを飛ばす](#)

- [裁判例情報](#)
- [司法統計](#)
- [見学・傍聴案内](#)
- [裁判所について](#)
- [裁判手続の案内](#)
- [規則集](#)
- [採用試験情報](#)
- [調達情報](#)
- [動画配信](#)
- [オンライン手続き](#)
- [関連サイトへのリンク](#)

[裁判所トップページ](#) > [裁判例情報](#) > [検索結果一覧表示画面](#) > [検索結果詳細画面](#)

検索結果詳細画面

検索結果詳細画面

[統合検索](#)   [最高裁判所判例集](#)   [高等裁判所判例集](#)   [下級裁判所判例集](#)   [行政事件裁判例集](#)   [労働事件裁判例集](#)   [知的財産裁判例集](#)

最高裁判例

[← 検索結果一覧表示画面へ戻る](#)

事件番号  
平成14(シ)18

事件名  
再審請求棄却決定に対する異議申立棄却決定に対する特別抗告事件

裁判年月日  
平成17年3月16日

法廷名  
最高裁判所第一小法廷

裁判種別  
決定

結果  
棄却

判例集等巻・号・頁  
集刑 第287号221頁

原審裁判所名  
東京高等裁判所


原審事件番号  
平成11(け)10

原審裁判年月日  
平成14年1月23日

判示事項  
刑訴法435条6号の証拠の明白性を否定するなどした原判断が是認された事例(いわゆる狭山事件第2次再審請求)

裁判要旨

参照法条  
刑訴法435条6号, 刑訴法447条

全文  
 [全文](#)

## 主 文

本件抗告を棄却する。

## 理 由

弁護人中山武敏ほかの抗告趣意は、憲法14条、31条、34条、37条、38条、76条3項違反及び判例違反をいう点を含め、すべて実質は、審理不尽、理由不備をいう単なる法令違反、事実誤認の主張であり、いずれも刑訴法433条の抗告理由に当たらない。

なお、所論にかんがみ、職権をもって次のとおり判断を加える。

### 1 筆跡について

#### (1) 所論

所論は、新証拠であるA a作成の昭和50年12月15日付け鑑定書（A a鑑定書）、A b作成の昭和51年1月20日付け鑑定書（A b鑑定書）、A c作成の昭和51年7月31日付け鑑定書（A c第2鑑定書）、A d作成の昭和51年1月10日付け鑑定書（A d第2鑑定書）、A e作成の昭和61年10月1日付け意見書（A e意見書）、A f作成の平成5年3月3日付け意見書（A f第1意見書）、A g作成の平成5年4月10日付け鑑定書（A g第1鑑定書）、A f作成の平成8年4月18日付け意見書（A f第2意見書）、A h作成の昭和61年8月1日付け鑑定書（A h鑑定書）、A i作成の昭和61年10月30日付け鑑定書（A i鑑定書）、A j作成の昭和61年12月5日付け鑑定書（A j鑑定書）、A kほか作成の昭和61年12月10日付け意見書（A kほか意見書）、A l作成の平成5年4月7日付け意見書（A l意見書）等によれば、脅迫状及びその封筒（浦和地裁昭和38年押第115号の1）の筆跡は申立人のものではないと認められるから、確定判決の認定には合理的な疑いがあるというのである。

しかしながら、上記各証拠のうち、A a鑑定書、A b鑑定書、A c第2鑑定書、

A d 第 2 鑑定書は、第 1 次再審請求で上記と同一の論点について刑訴法 4 3 5 条 6 号の再審事由として主張されて既に判断を経たものであり、これを今回の第 2 次再審請求で再び再審事由として主張することは、刑訴法 4 4 7 条 2 項に照らし不適法である。

なお、異議審において、A g 作成の平成 1 2 年 2 月 1 8 日付け鑑定書（A g 第 2 鑑定書）、A n 作成の平成 1 2 年 3 月 1 7 日付け鑑定書（A n 鑑定書）が提出されているが、異議申立ての趣意の理解に資する参考資料とする趣旨であるならばともかく、これらを再審事由として追加的に異議審で主張する趣旨であるとするれば、再審請求審の決定の当否を事後的に審査する異議審の性格にかんがみ、不適法といわざるを得ない。これらの鑑定書についての原決定の説示は、前者の趣旨の資料であることを前提とした上で、所論にかんがみ、その証拠価値について付言したにすぎないものとみるべきである。以下、当審においても、原決定と同様の見地から、これら鑑定書の証拠価値について付言することとする。

## (2) 本件筆跡鑑定書等に共通する問題点

所論が援用する筆跡に関する鑑定書等のうち、第 1 次再審請求で判断済みの A a 鑑定書、A b 鑑定書、A c 第 2 鑑定書及び A d 第 2 鑑定書を除く、A e 意見書、A f 第 1 意見書、同第 2 意見書、A g 第 1 鑑定書、同第 2 鑑定書、A h 鑑定書、A i 鑑定書、A j 鑑定書、A k ほか意見書、A l 意見書及び A n 鑑定書（以下、これらを「本件筆跡鑑定書等」という。）は、大別すると、作成者の異同判別の手法として、被検文書（脅迫状）と対照文書の筆跡の特徴あるいは用字癖に着目するものと、各文書等からうかがわれる作成者の国語能力に着目するものがある。そして、本件筆跡鑑定書等は、このいずれの観点からも、脅迫状と申立人の作成した警察署長あて上申書等の間には、筆跡、書字能力、文章作成能力等の点で顕著な差異が認められ、同筆とは認められないというのである。

しかしながら、確定判決がその信用性を肯定したいわゆる3鑑定（A o・A p鑑定、A q鑑定及びA r鑑定）が指摘するとおり、脅迫状と申立人の作成文書の筆跡には類似する特徴が多くある一方、異筆性をうかがわせるような相違点はない。また、確定判決、上告棄却決定等が説示するとおり、用字の点においても偶然とはいえない特徴的な共通点が見られる。脅迫状の作成状況について申立人がした捜査段階での自供、被疑者段階の警察署長あて上申書等の作成状況、起訴後に申立人が自発的に作成した書簡等の内容等を総合すると、脅迫状と申立人の作成した上記各文書との間において、書字能力、文章作成能力等の点で作成者の同一性を否定すべき事情もうかがわれぬ。

これに対し、本件筆跡鑑定書等では、脅迫状と対比して警察署長あて上申書等における運筆の渋滞、誤字、文章・表記の拙劣さ等を指摘し、これらを異筆の根拠とするのであるが、これらの見解は、次のとおり、警察署長あて上申書の書字条件等を考慮しないものであるといわざるを得ない。

すなわち、警察署長あて上申書は、昭和38年5月21日夜、警察官2名が申立人方を訪れ、5月1日のアリバイについて申立人から事情聴取した際、申立人が警察官から求められ、同日の行動（後に判明したところでは、事前に家人らと口裏合わせした虚偽のアリバイである。）について、警察官から渡されたわら半紙とボールペンをうい、警察官2名、兄及び父親らが見守る中、約10分ないし20分をかけて作成した文書である。また、脅迫状写しは、申立人が、昭和38年7月2日、勾留中に取調べの検察官から求められて脅迫状の内容を思い出して、万年筆を用いて再現したものである。これら文書と他に人のいないところで自発的に作成されたことの明らかな脅迫状との間の書字条件には心理面等でかなりの相違があり、それに伴い、表現力、文字の正誤、筆勢の渋滞、巧拙につき差異が生じたとしても、何ら不自然とはいえない。現に、申立人が起訴後精神状態が安定した時期に自発的に

作成した，内田裁判長あて上申書，A t あて手紙等では，自己の意思内容を的確に伝達するとともに，脅迫状程度の書字・表記を十分になし得る能力を示しているのである。

申立人が被疑者段階で作成した文書と脅迫状の間に見られる筆勢，書字の巧拙，漢字の使用率，文章表現の差異は，このような文書作成時における心理的条件等の違いのほか，被疑者段階では参照すべき資料もなく，即座に作成することが求められたことも影響していると考えられる。申立人の捜査段階の供述によれば，脅迫状作成に当たり，いわゆるA u ちゃん事件の犯人の脅迫文言を参考にして，あらかじめ雑誌「りぼん」から振り仮名の付された漢字を拾い出して書き写した上，それを見ながら，3回の書き損じを経て4回目に書き上げたというのであって，その供述を前提にすれば，資料の参照，下書きの有無という点でも，文章作成の条件は，脅迫状と警察署長あて上申書等とはかなり異なるものである。

また，本件筆跡鑑定書等のうち，文書内容等に基づいて推測される作成者の国語能力から，筆者の異同を判別し得るとの立場については，同一人が作成する場合であっても，参考書物の利用，練習あるいは清書の有無又は文書作成時の心理状態等により，書字・表記・表現の正誤・巧拙の程度も異なり得るのであり，また，ある文書では漢字で表記したことを他の文書では平仮名で表記したりすることも一般にあり得ることであるから，そもそも，限られた文書の記載のみから，その作成者の書字・表記・表現能力の程度・水準を厳密に確定することはできないと考えられる。

所論は，申立人の生育歴等からは，十分な国語教育を受ける機会がなく，本件当時の申立人の国語能力は小学校の低学年の水準にとどまっていたという。

確かに，申立人は，小学校5年修了後，農家の子守奉公，靴屋の店員見習い，製菓工場の工員，土工，養豚業手伝いなど職を転々とし，義務教育において十分な国語教育を受けていない。しかし，申立人は，靴店に住み込みで働いていた14歳の

ころには、店主の妹から約3か月間平仮名や漢字を習い、得意先の名前程度は漢字で書けるようになっていたと認められ、その後も、原決定が指摘するような社会的体験、生活上の必要と知的興味、関心等から、不十分ながらも漢字の読み書きなどを独習し、ある程度の国語的知識を集積していたことがうかがわれる。弁護人西川雅偉作成の平成10年8月4日付け再審請求補充書の「付録21」として提出されたAの昭和38年6月8日付け検察官に対する供述調書（写し）の中には、「Avは、私の家に居るとき、読んでいたものは歌の本とか週刊明星が主でしたが、私が野球が好きで報知新聞をとっていると、この新聞の競輪予想欄を見ては、しるしをつけていたし、私の家でとっている読売新聞も読んでおりました。また、去年の12月ごろ、Avが自動車の免許証を取りたいと言っていたとき、私が免許証をとるとき使った交通法規の本と自動車構造の本をAvに貸してやったら、それを少し読んでいたのは見ました。」との供述部分がある。

上記供述調書は、検察官が第1審の第1回公判で立証趣旨を「被告人の性格、血液型等」として証拠調べ請求したが、弁護人が不同意の意見を述べたため、撤回された証拠である。弁護人は再審請求審でその主張する他の論点の裏付けとなる資料として上記供述調書を援用したものであるが、再審請求手続に上程した以上は、これを再審事由の存否等の判断資料として考慮することは許されると解すべきである。

そして、その内容は、昭和37年から同38年にかけてAの経営する養豚場に住み込みで働いていた当時の申立人の知的関心と文章体験をうかがわせるものといえる。また、申立人は、起訴からほどない時期において、Atあて手紙を始めとして自らの意思、感情を的確に表現する文書を作成し得ているのである。したがって、所論がいうように、本件当時の申立人の国語能力が小学校低学年程度の低位の水準にあったなどとは到底認められない。

本件筆跡鑑定書等は、以上の各文書間の書字条件の相違を考慮せず、あるいは、

申立人の国語能力等が小学校低学年の水準にあるとの見解の下に、脅迫状は申立人により作成されたものではないと断ずるものであって、その内容には、上記の点に照らして基本的な疑問があるといわざるを得ない。

以下においては、上記の点を踏まえ、本件筆跡鑑定書等について、便宜上、筆跡等の特徴に着目した鑑定と国語能力に着目した鑑定とに分け、その内容について具体的に検討することとする。

### (3) 筆跡あるいは用字の特徴に着目した鑑定書等

#### ア A g 第 1 鑑定書について

A g 第 1 鑑定書は、「脅迫状と狭山警察署長あて上申書のそれぞれの筆勢、筆圧、配字形態、字画形態、字画構成、筆順、誤字、文字の巧拙、書品、文字の大小、書体等を比較照合するとともに運筆を調べた結果、同筆と判定する根拠は薄弱である反面、偶然とはいえ恒常性のある相違点が数多く認められることから、両者は異筆と判断される。」というものである。

しかし、同鑑定書は、いわゆる伝統的筆跡鑑定の手法によりながら、運筆の連続等の点を筆跡の同一性判定に当たって重視しているが、これらの点は、経験上、作成すべき文書の性質・内容、作成時の状況、書き手の心理状態により変化し得るものであり、必ずしも書き癖として固定しているとは限らないものである。例えば、同鑑定書は、脅迫状に見られる「な」の字の第 1 筆と第 2 筆の連続、「す」の字の運筆の連続を警察署長あて上申書との間の「恒常性ある相違点」として指摘するが、このような「な」「す」等の字の運筆の連続の現象は、申立人が起訴後精神状態が安定したと見られる時期に自発的に作成した文書（A t あて昭和 3 8 年手紙、昭和 3 8 年 8 月 2 0 日付け接見等禁止解除請求書）中にも認められるところである。前記のとおり、警察署長あて上申書は、作成時の精神的緊張が筆勢の渋滞となって現れていることからすると、同鑑定書が指摘する被検文書（脅迫状）との間の相違

点が「恒常性ある相違点」というに値するか疑わしく、同鑑定書は、確定判決が依拠するいわゆる3鑑定の結論を左右するに足るものとは認められない。

なお、異議審で参考資料として提出されたA g第2鑑定書は、「3鑑定は、雑誌『りぼん』を手本にして脅迫状の漢字を書いたという所与条件を考慮していないため、筆跡鑑定としての適格性を欠いている。また、A q鑑定書は、誤字、当て字が大体において習慣的、無意識の中に書かれたと見るのが妥当のように考えられるとしているが、その考察は上記所与条件と矛盾するものである。漢字の書字能力が低いものが手本を模写すると、筆速が遅くなり、字画や、線の曲・直の調整に手間取り、運筆を停止することもしばしば起こり得るが、脅迫状の文字には、漢字を含めて流れるような筆勢があり、全体として、手本などを無視した筆勢が顕著である。脅迫状にある『子供』の『供』の6文字のうち一つは『供』様〔編注：「供」は崩し字体で表記されている。〕に筆記されており、同字は書字能力の低い者が多少練習しても書き得るものではないと断じ得る。このように脅迫状には上記所与条件と明らかに矛盾する点が見いだせる。一方、雑誌『りぼん』には脅迫状に見られる当て字は一つとして見当たらないから、そこに浮かび上がってくる作為性に照らし、脅迫状の作成者の書字能力は相当高度と考えられる。」という趣旨のものである。

しかし、A o・A p鑑定及びA q鑑定は、捜査段階において申立人が自白する以前に行われた鑑定であるから、両鑑定が申立人の自白内容を考慮していないのは当然である。また、伝統的筆跡鑑定は、筆跡自体の分析から筆者の同一性を判定するものであるから、被検文書（脅迫状）の作成者と疑われる者の供述の内容を考慮しなければ、鑑定の適格性に欠けるという指摘も当を得ない。また、誤字、当て字に関するA q鑑定の前記見解は、鑑定事項である筆跡自体の同一性の判定とは別に付随的に用字の観点から一つの推測を示したものにすぎず、それが、後に判明した書き手の平素の用字の傾向と合致していなかったとしても、鑑定全体の信頼性が左右



されるものとはいえない。A g 第 2 鑑定書のいう所与条件とは、要するに、脅迫状の漢字は手本（活字体）をまねて書かれたものということに帰するが、前記(2)のとおり、申立人は、脅迫状を作成するに当たり、雑誌「りぼん」の漢字の活字体を直接見ながらまねて書いたとは述べていないのであるから、同鑑定書のいう「所与条件」はそもそも申立人の自白内容を正しく理解したものとはいえない。また、拾い出されて脅迫状に使用された漢字はいずれも画数の少ない模写の容易なものばかりであり、漢字の表記能力が低い者であっても、練習（書き損じ）を経ることにより活字体の字形から離れた勢いのある筆跡となることも十分にあり得るところである。「供」について指摘する点も、同字は書き写すことがそれほど難しい文字ではないから、漢字の書字能力が低くても書き得るものと考えられる。また、漢字の知識に乏しい者が重要な文書を作成しようとする場合に、文中に漢字を多用しようとする意識が働いて、漢字の意味と無関係に同じ又は近い音のところで平仮名に漢字を当てることがあり得るところであり、脅迫状に雑誌「りぼん」に見られない当て字が使われていても、格別不自然なこととはいえない。したがって、脅迫状の当て字の存在から直ちに作成者の作為性を前提として書字能力が相当高度であったと推断するのも相当とはいえない。

したがって、A g 第 2 鑑定書もまた 3 鑑定の結論を左右するものとは認められない。

#### イ Ae 意見書について

Ae 意見書は、「主として筆跡計測学の立場から、被検文書の脅迫状と対照文書の警察署長あて上申書とに共通する文字、偏、旁（つくり）につき、筆順、字画構成の特徴の比較検査を実施し、これを基に統計的に算出した異同比率（対照特徴総数に見られる同一特徴の百分比）を鑑別基準にして、両文書の筆跡それぞれについて異同比率を算出したところ、両文書は筆跡異同不明領域に属することが判明し

たから、これらを同一筆跡と認めることはできない。併せて、漢字の出現率，誤用，当て字と誤字，漢字の熟知性，筆勢・筆速等の諸点における相違をも検討すると，同一筆跡と断定することは不可能である。」というものである。

しかし，A e 意見書によれば，異同比率に基づく上記の鑑定方法では，被検文書と対照文書との間に，最低4文字以上の共通同一漢字があることが望ましいというところ，脅迫状と上申書とに共通し，異同比率算出の基礎にし得た漢字は，「月」「日」「時」の3文字にすぎず，共通漢数字の「五」を加えてやっと4文字になる程度であり，基礎資料として量的な問題があることはA e 意見書も自認するところである。また，漢字の出現率，誤用，当て字と誤字，漢字の熟知性の相違の点は，無意識に表れる書き癖とは異なり，同一人が作成する場合でも，参考書物，練習・清書の有無，それらを作成した際の心理状態等により異なり得るものであるから，必ずしも異同鑑別の上での決定的基準にはならないと考えられる。そうすると，A e 意見書の証拠価値は限定されたものといわざるを得ず，3鑑定の結論を左右するに足りるものではないと認められる。

#### ウ A f 第1意見書及び同第2意見書について

A f 第1意見書は，「脅迫状と警察署長あて上申書の各共通文字につき，数値化した異同性の指標を設定し，「ツ」については，第2筆と第3筆の長さの比を指標として測定した結果，脅迫状に存在する9個の「ツ」と警察署長あて上申書に存在する3個の「ツ」は，過誤危険率0.4%以下で同筆でないといえるので，両文書は過誤危険率0.4%以下で同筆でないと判定できる。脅迫状及び封筒と警察署長あて上申書の共通文字の「時」についても，脅迫状の6個の「時」は，ほぼ正字であるのに対し，警察署長あて上申書の3個の「時」は，いずれも明らかに誤字であるから，これらは同筆ではなく，両文書もまた同筆ではないことが証明される。脅迫状と内田裁判長あて上申書の共通文字の「に」について，第2筆と

第3筆を結ぶ連続線が第2筆となす角度を指標として測定した結果、脅迫状の13個の「に」と内田裁判長あて上申書の4個の「に」とは過誤危険率0.3%以下で同筆ではなく、両文書は過誤危険率0.3%以下で同筆でないとは判定される。

脅迫状の「な」は、第1筆と第2筆を連続させて一筆で書かれているが、この点は、申立人の手になる警察署長あて上申書、内田裁判長あて上申書、甲あて手紙の「な」には見られない特徴であり、この相違からも脅迫状の「な」と各対照文書の「な」とが同筆でないことが証明される。したがって、脅迫状とこれら対照文書の筆跡は同筆でないとは判定される。」というものである。

しかし、A f 第1意見書は、脅迫状と警察署長あて上申書については、片仮名の「ツ」の第2筆と第3筆の長さの比のみに、脅迫状と内田裁判長あて上申書については、平仮名「に」の第2筆と第3筆を結ぶ連続線が第2筆と作る角度のみに着目しており、3鑑定が指摘するような被検文書と対照文書間の筆跡の類似点や共有する个性的特徴の検討を全く行っていない。「時」の誤字について指摘する点も、漢字の知識に乏しく、「時」の字を正しく表記できない者が参考書物等を参照して脅迫状を書いた可能性を度外視するものである（なお、脅迫状では、「時」の「土」の部分が「主」の崩し字となっており、この点は警察署長あて上申書の「時」の誤字が「土」を「主」と記載しているのと共通する特徴といえる。）。

脅迫状の「な」の第1筆と第2筆の連続の点も、既にA g 第1鑑定書の項で検討したのと同様のことが指摘できるのであって、現に、A t あて昭和38年手紙の中には、「な」の第1筆と第2筆を連続させたものが存在しているのである。

以上の点からすると、木下第1意見書は3鑑定の結論を左右するに足りるものとは認められない。なお、A f 第2意見書は、検察官提出の平成4年12月7日付け「再審請求に対する意見書」に参考資料として添付された科学警察研究所警察庁技官のA x 作成の平成元年1月18日付け鑑定書を論難するものであるが、これも同

様に3鑑定の結果を左右するに足りるものとは認められない。

#### エ An鑑定書について

An鑑定書は異議審で提出されたものであって、これを異議審で再審事由として主張することはもとより不適法であるが、所論にかんがみ、その証拠価値について付言する。

An鑑定書は、「筆跡が同一であると判定し得るためには、対照2資料間に『希少性のある安定した類似性』が認められ、かつ『安定した相異性』が認められないことが要件である。これに対し、異筆と判定し得るためには、たとえ部分的であっても『安定した相異性』が認められれば、必要十分である。そして、上記要件の有無を判定するためには、文字ないしは文字群について、筆致が魯鈍であるか否かといった主観の入る余地のある定性的分析ではなく、該当文字の出現頻度といった定量的分析を行い、これを統計的に処理するのが相当である。脅迫状及び申立人の工場勤務時の早退届から久永裁判長あて上申書に至る9点の対照文書（『申立人筆跡資料』という。）から対照文字の写真一覧を作成し、書き癖の出現頻度から、その特性の『安定性』『偶発性』を確率的に確認していった結果は次のとおりである。

申立人筆跡資料は昭和38年9月6日付けAtあて書簡まで『え』と書くべき67文字のうち66文字を『エ』を書くという安定した特性が現れている。しかし、脅迫状の方は『え』と書くべき4文字のうち2文字は『え』、2文字は『江』を当てており、申立人筆跡資料に見られる安定した特性『エ』が全く現れていないのであって、両者には『安定した相異性』が認められ、異筆である。申立人は、昭和40年まで『や』と書くべき148字すべてについて正常に『や』と書いているのに対し、脅迫状の方は『や』と書くべき2文字を『ヤ』と書いており、両者の間には『安定した相異性』が認められる。申立人は、昭和40年まで、『け』86文字のうち少な目に数えて81文字につき、第2、第3筆を右肩環状連筆で書いていな

いが、脅迫状の『け』1文字は右肩環状連筆で書かれている。申立人は、昭和40年まで、『す』225文字のうち少な目に数えて220文字につき、第1、第2筆を右肩環状連筆で書いていないが、脅迫状は3字の『す』すべてが右肩環状連筆で書かれている。申立人は、昭和40年まで、『な』154字のうち少な目に数えて145字につき、第1、第2筆を右肩環状連筆で書いていないが、脅迫状は5字の『な』すべてが右肩環状連筆で書かれている。これら『け』『す』『な』の右肩環状連筆についても、対照2資料間に『安定した相異性』すなわち異筆性が認められる。脅迫状と警察署長あて上申書等とに共通して見られる『ツ』の当て字について、平仮名に先立って片仮名が教えられた時期に教育を受けた中で、国語の習得度の低かった人々が、慣れない平仮名の一部を最初に学習した比較的なじみのある片仮名で代用したことは、活字になった資料こそ少ないが多くの事例があったと思われるから、その希少性を過大視することは誤りである。」というものである。

しかし、一般に、用字、表記、筆圧、筆勢、書字の巧拙等は、その書く環境、書き手の立場、心理状態などにより多分に影響され得るのであるから、これらの諸条件を捨象し、該当文字等の出現頻度や、筆勢等に影響される字画の連続という限られた特徴点のみに着目して統計的処理を行い、これを判断基礎とすることが理論的に相当であるか疑問があるといわざるを得ない。すなわち、用字の点は、同一人であっても、その時々気分や文書の性質により用字を異にすることもあり得るところであり、ことに脅迫状についてはその文書の性質上、意図的作為を施すことも十分考えられるから、脅迫状では、「エ」ではなく、「え」「江」を用い、あるいは「や」に代えて「ヤ」を用いたからといって、他の文書においてそれ以外の字を用いることは、十分に考えられる。また、連筆の連続は、その時々書き手の気分、筆圧、筆勢などによっても変化し得るものであり、必ずしも書き癖として固定しているとも限らないことは既に指摘したとおりである。したがって、平仮名の右肩環

状連筆の特徴をとらえて、「希少性ある安定した類似性」「安定した相異性」を指摘するのは相当とはいえない。「ツ」の用法の希少性を過大視することの誤りをいう点も、実証的な根拠が示されていない上、そのよって立つ「統計的処理」の立場から離れた独自の推断であって、当を得ないものである。

以上から、A n 鑑定書は3 鑑定を左右するに足るものとは認められない。

#### (4) 国語能力に着目した鑑定書等

##### ア A h 鑑定書について

A h 鑑定書は、「脅迫状と警察署長あて上申書とを比較対照し、両文書にみられる文字配列の状況、当て字、誤字、筆順など漢字、片仮名の使用状況、筆勢、運筆、文章の作成状況、句読点の使用状況等からみて、両文書が同筆であるとは考えられず、両文書の作成者の書写能力や漢字能力には差があり、申立人の能力では、雑誌『りぼん』を手本としても脅迫状を作成することは不可能であった。具体的には、脅迫状に見られる『江』、『刑』、『札』の3字は、小学校の1年から6年までの教育漢字にはなく、当時の当用漢字において初めて出てくるものである。これは筆者の漢字能力がある程度高度なものであることを示しており、申立人が雑誌『りぼん』によって幾つかの漢字を知ったというが如きは到底信じられない。

脅迫状には、当然平仮名で書くべきものを、その音によって無理に当てている漢字が、死 - し、知 - し、出 - で、名 - な、江 - え、気 - きの6種類ある。このような不自然な用法は極めて作為的、故意的であり、当然漢字で書くべきものを仮名書きすることはあっても、その逆は普通には有り得ないのであって、筆者が特殊の目的をもってこの脅迫状のみに上記当て字を使用したものと認められる。脅迫状に誤字が少ないのに対比して、警察署長あて上申書の誤字は、正字が見当たらない程に溢れているのであって、これは非常な相違点である。脅迫状には、余字に『ツ』を用いた例はなく、また、『え』と『江』が混用されているが、警察署長あて